

略式代執行（空家法第14条第10項）の判断基準について

（1）関係法令

**空家法第14条第10項**

第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

**土地収用法第40条第2項**

前項第二号二に掲げる事項に関して起業者が過失がなくて知ることができないものについては、同項の規定による申請書の添附書類に記載することを要しない。

収用委員会は、土地所有者及び関係人の氏名及び住所等を明らかにして裁決してなければならないが、案件によっては裁決までにこれらを確知できないことがある。その場合、収用委員会は、明らかにならなかった部分を不明として裁決することができ、不明裁決と呼ばれている。

（2）判断基準

原則として土地収用法における不明裁決の取扱いに準じるものとする。

【具体的基準】不明裁決申請に係る権利者調査のガイドライン

国土交通省総合政策局総務課長通知（平成26年5月23日/国総収第14号）

〔自然人の場合の例〕

- \* 登記記録と住民票・戸籍附票で所有権登記名義人の住所が同一でない場合
- \* 住民票・戸籍等が入手できなかった場合
- \* 所有権登記名義人が外国に居住している外国人であり所在等が不明の場合
- \* 日本人である所有権登記名義人が国外へ転出しており所在等が不明の場合
- \* 住民票・戸籍からは相続人の生死・所在が不明である場合
- \* 相続人全員が死亡し、相続人が存在しないこと場合